



平成28年3月8日、産業医の選任について、法人の代表者などが自らの事業場の産業医を兼任することを禁止する「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、労働政策審議会か

ら妥当との答申がありました。この答申を踏まえ、厚

令の改正作業を進め、平成28年3月公布、平成29年4月1日施行予定を指しています。今回の改正の趣旨は、産業医の選任については、労働安全衛生法第13条第1項の規定で医師のうちから選任することになっていますが、産業医として選任できる事業場等の役割については、労働安全衛生法または労働安全衛生規則では制限は設け

は、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されない恐れが考えられるため、一定の者を選任してはならないことを定めたものです。当署管内でも社会福祉施設や病院等で事業者を産業医として選任している事業場が認められますので、省令が改正された場合には、事業者以外の場合

## 産業医の選任について

生労働省では速やかに省

**事業場の皆様へ 確認しましょう！**

**産業医を選任していますか？  
代表者が産業医を兼務していませんか？**

産業医を選任していますか？  
常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は産業医を選任しなければなりません。  
(労働安全衛生法13条、労働安全衛生法施行令第1項)

法人や事業場の代表者を産業医として選任していませんか？  
産業医は、事業者に対し、労働者の健康に関わることに伴って、勤怠を行うことができます。  
(労働安全衛生法13条第3項)

しかし、法人や事業場の代表者自らが、当該事業場の産業医を兼務している場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれもあり、適切ではありません。もしそうした者を選任している場合は早期に改選しましょう。

※法人の代表者又は事業経営主（事業者の代表者）  
（例）代表取締役、医療法人又は社会福祉法人の理事長  
事業場においてその事業の実務を統括管理する者（事業場代表者）  
（例）病院長は診療所の院長、老人福祉施設の施設長

**厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署**

られていませんでした。そのため、企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している事例が認められたところです。しかし、労働者の健康管理は一定の費用を伴うものであり、事業経営の利益の帰属主体（事業者）を代表する者や、事業場においてその事業の実施を統括管理する者が産業医を兼務した場合に

方から産業医を選任していただきますようお願いいたします。また、平成28年度も昨年度に引き続き監督署の最重要課題として「長時間労働等削減対策」、 「職場におけるメンタルヘルス対策」を掲げていますので、産業医と連携して、これらの対策にも産業医を活用して対応いただきますようお願いいたします。

**社会保険加入、就業規則作成・改訂、労働トラブル解決、マイナンバー制度対応**

社会保険労務士法人 **愛知労務管理コンサルティング**

〒461-0011 名古屋市中区白壁2-13-18 グランシャリオ白壁303号室  
TEL 052-961-0763 ・ FAX 052-228-0302  
E-mail aichiroucon@silver.ocn.ne.jp

**ホワイト企業推進  
社会保険労務士協議会**

当法人の活動趣旨に賛同し、活動にご協力いただける社会保険労務士の先生を募集しています